

杉並区子どもの権利擁護に関する審議会運営の確認

傍聴される方の撮影・録音について、第1回審議会において確認した事項を反映し、「○傍聴について」の3を下記のとおり修正（下線の箇所）しました。

○審議会の運営について（条例第5条～第7条）

- 1 審議会は会長が招集し、委員の半数以上の出席で成立します。
- 2 審議会の会議は公開としますが、審議会の議決があったときは、非公開とすることができます。
- 3 審議会に、特定の事項について調査審議をするため、部会を置くことができます。
- 4 審議会及び部会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くこと、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができます。

○会議記録について

- 1 審議会は、会議記録の作成のために録音を行います。
- 2 会議記録には発言者名を記載します。
- 3 会議記録は発言の要旨を記録する形でまとめ、委員の方に内容の確認をしていただいた後に、区ホームページで公開します。

○傍聴について

- 1 傍聴される方は、傍聴人名簿に氏名と住所を記入し、係員の指示に従ってください。
- 2 審議の妨げにならないよう次の事項を守り、指定の席で静かに傍聴してください。
 - (1) 審議における言論に対して、拍手、鉢巻、腕章等の着用、不要な離席等による意見表明をしないでください。
 - (2) 騒ぎ立てる等の審議の妨害をしないでください。
 - (3) 飲食・喫煙をしないでください。
 - (4) 携帯電話、パソコン等の取り扱いに関しては、係員の指示に従ってください。
 - (5) 以上のほか、審議会の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしないでください。このような行為を行った場合、会長は傍聴者に対して退場を命ずることができることとします。
- 3 傍聴席における写真（静止画）撮影は、別紙により申請のうえ、審議会の決により許可します。動画撮影、及び録音等できません。